発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書

１．公開の事実

① 発行日 令和２年１月１７日

② 刊行物 日本特実新聞 令和２年１月１７日付夕刊，第１５面

③ 公開者 日本特実新聞社

④ 公開された発明の内容

日本特実新聞社が、日本特実新聞の令和２年１月１７日付夕刊第１５面にて、特許一郎が発明した高脂血症にかかわる制御遺伝子について公開した。

２．特許を受ける権利の承継等の事実

① 公開された発明の発明者

特許 一郎 （神奈川県○○市・・・）

② 発明の公開の原因となる行為時の特許を受ける権利を有する者（行為時の権利者）

特許 一郎

③ 特許出願人（願書に記載された者）

国立大学法人 特許大学 （東京都○○区・・・）

特許製薬株式会社 （埼玉県○○市・・・）

④ 公開者

日本特実新聞社 (東京都○○区・・・）

⑤ 特許を受ける権利の承継について

公開の事実に記載の公開行為により公開された発明は、特許一郎によって発明されたものであり、日本特実新聞社から非公開で取材を受けた令和２年１月１０日（発明の公開の原因となる行為をした日）において、特許一郎は特許を受ける権利を保有していた。  
　令和２年３月１日にその発明に係る特許を受ける権利は、特許一郎から国立大学法人 特許大学及び特許製薬株式会社に譲渡され、その後、令和２年４月２２日に国立大学法人 特許大学及び特許製薬株式会社が特許出願を行った。

⑥ 行為時の権利者と公開者との関係等について  
（行為時の権利者の行為に起因して、公開者が公開したこと等を記載）

取材当時、特許を受ける権利を有する者であった特許一郎が、高脂血症にかかわる制御遺伝子を発見したことについて、日本特実新聞社から非公開で取材を受け、その後、日本特実新聞社が、その取材内容について、公開の事実に記載のとおり公開を行った。

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

上記記載事項が事実に相違ないことを証明します。

令和２年５月１５日

国立大学法人 特許大学学長

特許 次郎 ㊞

特許製薬株式会社 代表取締役社長

実用 三郎 ㊞